

おおふじ五幸ホーム指定通所リハビリテーション運営規程

第1条 医療法人社団藤友五幸会が開設する指定通所リハビリテーションの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 要介護状態にある者(以下「要介護者等」という。)に対し、適正な指定通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条

- 1 当施設サービスの提供に当たっては、医師の指示及び通所リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行う。
- 2 当施設従業者は、サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。
- 3 サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わない。ただし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
- 4 サービスの提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境的的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供する。特に、認知症である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービス提供ができる体制を整える。
- 5 当施設は、リハビリテーション会議の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供する。
- 6 当施設は、介護保険施設サービスを提供するにあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(名称及び所在地)

第4条 指定通所リハビリテーションを実施する事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

- | | |
|---------|-------------------------------|
| (1) 名 称 | 医療法人社団藤友五幸会 介護老人保健施設おおふじ五幸ホーム |
| (2) 所在地 | 静岡県磐田市大久保508-3 |

(従業者の職種、員数、及び職務内容)

第5条 指定通所リハビリテーションに従事する従業者の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

<1日型>

- | | | |
|------------------------|----------|-----------------|
| (1) 医師 | 1人以上(兼務) | 診察・リハビリテーション指示 |
| (2) 看護職員又は介護職員 | 6人以上 | 介護・リハビリテーションの補助 |
| (3) 作業療法士・理学療法士又は言語聴覚士 | 1人以上 | リハビリテーションの実施、指導 |
| (4) 支援相談員 | 1人以上 | 相談業務及び苦情処理 |

<半日型>

- | | | |
|------------------------|----------|-----------------|
| (1) 医師 | 1人以上(兼務) | 診察・リハビリテーション指示 |
| (2) 看護職員又は介護職員 | 2人以上 | 介護・リハビリテーションの補助 |
| (3) 作業療法士・理学療法士又は言語聴覚士 | | |

	2人以上	リハビリテーションの実施、指導
(4) 支援相談員	1人以上	相談業務及び苦情処理

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は次の通りとする。

① 営業日 月曜日～金曜日

② 営業時間

午前8時30分～午後5時30分

うち月曜日～金曜日 : サービス提供時間(1日型) 午前10時00分～16時10分／6～7時間

サービス提供時間(半日型) 午前9時20分～12時30分／3～4時間

午後13時00分～16時10分／3～4時間

(指定通所リハビリテーションの利用定員)

第7条 指定通所リハビリテーションの利用定員は、60人とする(1日型45人・半日型15人)。

(通所リハビリテーションの内容)

第8条 実施するリハビリテーションは次の通りとする。

- ① 3時間から7時間に満たない運営規模の指定通所リハビリテーション
- ② 居宅と指定通所リハビリテーション間の送迎
- ③ 指定通所リハビリテーションにおける入浴介助・特別入浴介助
- ④ 食事サービス

2 指定通所リハビリテーションは、要支援者・要介護者に対する心身の機能の回復のため、通所リハビリテーション計画に基づき、下記(1)を目的とし、(2)の訓練等を行う。

(1) 目的

- ① ADLの低下防止
- ② QOLの維持・向上
- ③ ねたきりの防止
- ④ 社会性の維持・向上
- ⑤ 精神状態の改善
- ⑥ その他

(2) 訓練等

- ① 治療用ゲーム、手工芸用具を使った趣味的訓練
- ② 日常生活動作に関する訓練
- ③ 自助具適用・使用訓練
- ④ 運動療法
- ⑤ 物理療法
- ⑥ 歩行訓練、基本的動作訓練

(通常の事業の実施範囲)

第9条 磐田市(旧福田町、旧竜洋町を除く)・袋井市・森町を区域とする。

(利用料その他の費用の額)

第10条

- 1 指定通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、指定通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、その利用者負担割合に応じた額とする。
- 2 利用料金表は、別紙に定める。
- 3 利用者の希望によって別紙の支払を受ける場合は、利用者又は家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に記名捺印を受ける。
- 4 その他、上記以外に係る費用の徴収が必要となった場合は、その都度利用者又はその家族に説明し同意を得たものに限り徴収する。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第11条

- ① 利用者は、管理者及び職員の指導、指示に従い団体生活の秩序を守り、相互の融和に努めること。
- ② 利用者の体調は、規定のリハビリテーションを受けられる健康状態であること。
- ③ サービス計画の変更もしくは、延長しようとするときは、事前に申出をし、許可を得ること。
- ④ 利用者が施設の設定、備品を使用する場合は事前に許可を得ること。
- ⑤ 喫煙については、所定の場所を利用すること。
- ⑥ 利用者の金銭は、原則として預からない。
- ⑦ 利用者の施設内での営利行為、宗教活動及び勧誘、特定の政治活動は行わない。

(非常災害対策)

第12条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対応する計画に基づき、また消防法8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者は防火管理有資格者を当て、火元責任者には部署の責任者を当てる。
- (2) 始業時・終業時には火災危険防止のため、自主的に点検を行う。
- (3) 非常災害用の設備点検は契約保守業者に依頼する。点検の際は防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を結成し、任務の遂行にあたる。
- (6) 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。その訓練にあたっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるとともに、地域で実施される防災訓練等への参加をする等、地域との連携を重視する。
 - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）： 年2回以上
 - ② 利用者を含めた総合訓練： 年2回以上
 - ③ 非常災害設備の使用方法的徹底： 随時
- (7) その他必要な災害防止及びBCP対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(虐待の防止)

第13条 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- ② 虐待防止のための指針の整備
- ③ 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- ④ 前③に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第 14 条 当施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

- ① 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する
- ② 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する
- ③ 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行う前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(感染対策等)

第 15 条 当施設は、感染症及び食中毒が発生し、又はまん延しないため、次の各号に掲げる必要な措置を講じる。

- ① 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- ② 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- ③ 介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的の実施すること。

(身体拘束等)

第 16 条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の入所者の心身の状況、緊急をやむを得なかった理由を診療録等に記載する。

(ハラスメント対策)

第 17 条 当施設は、介護現場で働く職員の安全確保と、安心して働き続けられる労働環境が築けるようにハラスメントの防止に向けて次の措置を講ずるものとする。

- ① ハラスメントの指針を整備し窓口を明確にするとともに、職員に周知する。
- ② 従業者に対するハラスメントの基本的な考え方等について定期的な研修の実施。
- ③ 職員との面談や会議等の場を定期的に設け、ハラスメントの発生状況の把握に努める。

(職員の服務規則)

第 18 条 当介護老人保健施設の職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- 1 当介護老人保健施設の入所者及び家族、付帯事業の利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- 2 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- 3 お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(業務継続計画の策定等)

第 19 条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する介護保険施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 当施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第20条

- 1 従業員の質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。
 - ① 採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - ② 継続研修 年2回
- 2 当施設は、全ての介護従事者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する法令で定める等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じる。
- 3 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。
- 5 利用者及び家族等からの苦情及び要望には、担当の支援相談員がこれに当り、速やかに対処する。また、相談室入り口横に設置してある「ご意見箱」に直接管理者宛に申し出ることもできます。苦情が申し立てられたときは、迅速かつ適切に対応するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 6 施設は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 7 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人社団藤友五幸会介護老人保健施設おおふじ五幸ホームが定めるものとする。

(付則) この規程は平成12年4月1日から施行する。

改定	平成18年	4月	1日
改定	平成19年	12月	1日
改定	平成21年	4月	1日
改定	平成24年	4月	1日
改定	平成26年	5月	1日
改定	平成27年	1月	1日
改定	平成28年	5月	1日
改定	平成29年	11月	1日
改定	平成30年	4月	1日
改定	平成31年	1月	1日
改定	令和1年	10月	1日
改定	令和3年	1月	1日
改定	令和3年	4月	1日
改定	令和4年	4月	1日
改定	令和6年	5月	1日
改訂	令和7年	4月	1日
改定	令和8年	6月	1日